右ハ通法中法外ニ而相觸候もの之

備前國鷲羽石之事

一 備前國林谷村金毘羅の社近所の山ニ寛保三亥年鷲羽石
出来遠近の人見物ニ集り見候處ニ夫々といふ人はそれそと
留き是ハといふは是ハとも言へ何程長き事ニ申付ても詳
ニ言迄ニ集り集りの数ハ多し備前城下ニも其村の
役人届ニ金毘羅の社一の宮の社家吉備津ニ肥後方へ申
来り肥後方ニも是ハ届ニ及ひ申し候法々法の通り紛無く不思議
の事と此石ニ付法有し伊勢國の内ニも先年鷲羽石有し
よし東路後宴ニ見へ申候

仙臺家中の秘持候年一休の真筆調候事

一 延享二丑年春の頃仙臺家中松本新蔵と申者の秘持
候年古き書物見出し候所直段何程と問候へ其代錢ニ掃
不申右申し候所十五文ニ附ケ候へ共右之通掃ニ申候まて十
五錢ニ買上ケ申候て主人新蔵ニ為見申候処一休和尚真筆
ニも有之由申候ハ仙臺の大守ニ差上候処寵も殊しかりし
京都紫野大徳寺へ差し候ハ昧の法一休真筆ニ紛無し
其代金九百両折紙添候とも相極り候由右新蔵へ大守
より刀一腰馬壱疋時服十重ゆりて秘持金百両差遣し候事
右書物ニ曰